

別表 1

資 料 分 類 表

| 記号 | 刊 行 主 体 | 備 考 |
|----|-------------------|---------------------|
| 0 | 大阪市 | |
| 1 | 東京都・指定都市 | 特別区含む |
| 2 | 大阪府・府下市町村 | 大阪府、府下市町村関連団体 含む |
| 3 | その他市町村 | 全国議長会・市長会含む |
| 4 | その他道府県 | 全国都道府県議長会・知事会 含む |
| 5 | 公社・公団・協会・公益 団体 | 全国的なもの |
| 6 | 国 | 政府関連団体含む |
| 7 | 営利団体・その他団体 | |
| 8 | 政党 | |
| 9 | 外国 | |

別表 2

図 書 廃 棄 基 準

- (1) 社会、人文科学書で発行後 10 年を経過したもの
- (2) 自然科学書で発行後 10 年を経過したもの
- (3) 歴史、地理書で発行後 10 年を経過したもの
(ただし、概要類は代替本が受入れられたとき除籍)
- (4) 事務的（技術的）参考書で発行後 10 年を経過したもの
- (5) 過去の重複本
- (6) 汚（破）損が著しく、製本費が購入費を上まわるもので、同一現品の購入が容易なもの
- (7) 研修会等のテキストブックで発行後 10 年を経過したもの
- (8) 概論書で古典となっていないもの
- (9) 寄贈されたもので収集目的に合わないもの
- (10) 新版の出たもの
- (11) 加除式でさしかえのしていないもの
- (12) 理論、内容の古いもの

別表 3

資 料 供 用 基 準

| 種 別 | 資 料 内 容 | 供用年限 |
|--------|--|-----------------------------|
| 会議録 | 大阪市会会議録 国会会議録 大阪府議会会議録 その他の会議録 | 永久 10年 3年 1年 |
| 官・公報 | 大阪市公報 官報 その他の公報 | 永久 3年 1年 |
| 法 令 | 六法全書、地方自治関係法令集 その他の法令集 | 永久 改訂まで |
| 議会資料 | 大阪市会の刊行する資料 国会関連資料 東京都議会、大阪府議会の刊行する資料 指定都市議会の刊行する資料 その他の議会資料 | 永久 10年 5年 3年 1年 |
| 行政資料 | 大阪市の刊行する重要な資料 大阪市の刊行するその他の資料 国、東京都、大阪府の刊行する資料 指定都市の刊行する資料 その他の行政資料 | 永久 10年 5年 3年 1年 |
| 統計書 | 大阪市の刊行する統計書 国の刊行する統計書 その他の統計書 | 永久 10年 3年 |
| 新 聞 | 縮刷および製本紙 有力紙 その他の新聞 | 10年 3年 随時 |
| 雑 誌 | 製本した雑誌 その他の雑誌 | 10年 1年 |
| その他の資料 | 新版、改訂版の出る資料 その他の資料 | 新版、改訂まで 随時 |

1. 重複資料（大阪市関係は除く）は廃棄する。
2. 国の行政資料には「白書類」を含む。
3. 「その他の資料」とは、国、地方自治体以外の公的団体、研究団体、民間団体の発行する資料、名簿、年鑑、小冊子類をいう。
4. 視聴覚資料については、本基準を勘案して定める。

別記様式 1

図書カード

| | |
|------------------|---------------|
| <u>(請求記号)</u> | <u>(登録番号)</u> |
| <u>(書 名)</u> | |
| <u>(著 者 名)</u> | |
| | |

別記様式 2

貸 出 願

年 月 日

市会事務局長 様

利用者 所属

職名

電話

氏名

職員番号 ()

今後、市会図書室の図書及び資料の貸出を受けたいと思いますので、登録手続をしていただくようお願いします。

貸出を受けるに当たっては、下記項目を順守いたします。

1. 図書室に関する諸規定を守ります。
1. 貸出期間中であっても返却要請があったときは、直ちに返却します。
1. 図書を紛失、汚損、毀損した場合は直ちに申し出、弁償（代本又は代価）します。
1. 異動等で所属・電話番号の変更があったときは、速やかに連絡します。

| 確 認 | 図書貸出カード |
|-----|---------|
| | |

別記様式 3

図書貸出カード

| (氏 名) (電話番号) (発行日) | | |
|--------------------|-----|-----|
| <hr/> | | |
| (所 属 名) | | |
| <hr/> | | |
| 書 名 | 貸出日 | 返却日 |
| | | |

